

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

(株式会社 GENOVA)

2026年4月1日

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
株式会社 GENOVA
代表取締役 平瀬 智樹

吸収合併に係る事後開示書類

株式会社 GENOVA（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社 GENOVA DESIGN（以下「消滅会社」といいます。）は、2026年2月13日付で締結した「吸収合併契約書」に基づき、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、次のとおり本吸収合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求（会社法第 784 条の 2）の手続の経過

消滅会社に対する株主からの差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2026年2月25日付官報により公告するとともに、個別通知により、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

存続会社においては、本吸収合併が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

存続会社においては、本吸収合併が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 25 日付官報及び電子公告により、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
存続会社は、効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。
7. 前各項に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項
存続会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本吸収合併に係る吸収合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本吸収合併に反対する存続会社の株主はありませんでした。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 2 月 25 日

(株式会社 GENOVA DESIGN)

2026年2月25日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株式会社 GENOVA DESIGN
代表取締役 大石誠貴

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社 GENOVA（以下「存続会社」といいます。）と株式会社 GENOVA DESIGN（以下「当社」といいます。）は、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）して、存続会社は当社の権利義務全部を承継して存続し、当社は解散することといたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、次のとおり本吸収合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、当社の発行済株式の全部を保有する完全親会社であるため、本吸収合併に際し、株式の発行及び金銭等合併対価の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併存続会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状

況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社（2025年3月31日現在）及び当社（2025年3月31日現在）のそれぞれの資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
存続会社	8,427百万円	1,496百万円	6,930百万円
当社	129百万円	61百万円	68百万円

存続会社の最終事業年度の末日後本日までの間、存続会社において、債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、当社の最終事業年度の末日の資産の額は、その負債の額を上回っております。本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されておりません。

以上により、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたしております。

7. その他

本日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上



吸収合併契約書

株式会社 GENOVA (以下「甲」という。) 及び株式会社 GENOVA DESIGN (以下「乙」という。) は、次のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
商号：株式会社 GENOVA
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
商号：株式会社 GENOVA DESIGN
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

第3条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日 (以下「効力発生日」という。) は、2026年4月1日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条 (本吸収合併に際して交付する合併対価に関する事項)

甲は、吸収合併消滅会社である乙の発行済株式の全部を所有しているため、本吸収合併に際し、甲は、乙の株主に対して一切の対価を交付しない。

第5条 (資本金及び準備金の額)

甲は、本吸収合併により、その資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条 (合併承認手続)

甲及び乙は、本吸収合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第7条 (権利義務の引継ぎ)

乙は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第8条 (従業員の引継ぎ)

甲は、効力発生日における乙の従業員全員を、甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、甲乙間で協議のうえ、合意することによりこれを決定する。

第9条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを実行する。

第10条 (合併条件の変更等)

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、甲又は乙の適法な機関決定による承認が得られない場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第12条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2026年2月13日

甲 東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
株式会社 GENOVA
代表取締役 平瀬智樹



乙 東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
株式会社 GENOVA DESIGN
代表取締役 大石誠貴

